

2020.5.8

## 新型コロナウイルス感染症に関する情報 No15

4月7日の緊急事態宣言以降、テレワークの推進など感染拡大の防止に努めるとともに、厳しい環境下で衛生管理を強化しながら食品製造を継続し、国民への食料の安定供給に努めて頂いて来ていることに心より敬意を表します。

5月4日、安倍総理は午前中に開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」の提言を踏まえて策定した「基本的対処方針の変更案」について、その後に開催された「基本的対処方針等諮問委員会」の賛同を得たことから、第33回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、4月7日に宣言した緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することを決定しました。

上記対策本部で決定された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更内容について紹介します。

なお、引き続き厳しい状況下での事業運営が続くと考えられますが、具体的な課題や要望等があれば、事務局まで情報提供頂くようお願いいたします。

### 1 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」変更の主な内容

●実施区域は、全都道府県であり、現在の枠組みに変更はありません。

実施期間は5月31日までとなりました。

ただし、4月7日の対策本部で総理からは発表から10日後の5月14日を目途に、専門家に、その時点での状況を改めて評価をされるとされました。

●基本的対処方針では、前文の3頁で、地域ごとの感染者数の動向、医療提供体制のひっ迫状況などを詳細に分析し、可能であると判断すれば、期間満了を待つことなく、緊急事態を解除する考えとされています。

●13の特定警戒都道府県では、引き続き、極力8割の接触削減に向けた、これまでと同様の取組をしていただく必要があります。一方で、それ以外の県においては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に、段階的に移行することになります。

●まん延防止策としては、外出の自粛に関連して、接触機会の低減のため、4月22日に取りまとめられた「人との接触を8割減らす、10のポイント」（情報No13を参照ください。）に加え、「新しい生活様式の実践例」が示されました。

●なお、まん延防止策のうち、施設の使用制限等の項目では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進める」こととされ、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととされました。

（5月4日の専門家会議の提言は以下のURLを参照ください。なお、「新しい生活様式の実践例」は同資料9頁に、「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」については10～12頁に記載されています。）  
(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627553.pdf>)

現在、特定警戒都道府県13以外の34県で順次、休業要請解除の動きが見られますので、各自治体のHP等で確認下さい。

## 2 緊急事態措置の維持及び緩和に関して

基本的対処方針の取組をより具体的に記述し、過去のクラスターが発生した主な施設類型や今後の措置の留意点について説明した「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」と題する事務連絡が5月4日付で各都道府県知事宛に発出されていますので紹介します。(以下のURLを参照ください。)  
([https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai\\_iji\\_kanwa\\_0504.pdf](https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_iji_kanwa_0504.pdf))

### 【本件のお問合せ先】

企画調査部 武石 ([takeishi@shokusan.or.jp](mailto:takeishi@shokusan.or.jp) 03-3224-2365)  
橋本 ([hashimoto@shokusan.or.jp](mailto:hashimoto@shokusan.or.jp) 03-3224-2368)  
池田 ([ikeda@shokusan.or.jp](mailto:ikeda@shokusan.or.jp) 03-3224-2379)

### 【国への要望の送信先】

メールの場合: [jfia-kikaku@shokusan.or.jp](mailto:jfia-kikaku@shokusan.or.jp)  
FAXの場合: 03-3224-2398